

平成19年(ネ)第522号

控訴人 大草一男 外1名

被控訴人 創価学会 外4名

控訴審準備書面2(控訴理由書2)

平成19年5月14日

東京高等裁判所民事第1部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 大 島 真 人

同 小川原 優 之

目 次

第 1	大石寺付近の右翼調査報告書について.....	4 頁
1	はじめに.....	4 頁
2	控訴人妙観講や控訴人大草が右翼調査を依頼したという客観的証拠は全くない.....	5 頁
3	そもそも帝国リサーチが調査をしたという客観的証拠も全くない.....	9 頁
4	右翼調査資料は全てWが出所であり全く信用できない.....	11 頁
5	結語.....	14 頁
第 2	Wの妙観講内における地位と活動について.....	14 頁
1	はじめに.....	14 頁
2	Wの女性問題.....	15 頁
3	盗聴の行われた平成3年当時、大草とWは盗聴を共謀するような親密な関係にはなく、却って敵対関係にあった.....	17 頁
4	Wは大草に次ぐ地位に返り咲いてなどいない.....	22 頁
5	乙八第35号証 原審裁判所は証拠を一瞥もしていない.....	22 頁
6	Wは積極的に活動していない.....	25 頁
7	Wが大草に敵愾心を抱いていたのは平成3年からである.....	26 頁
8	原審裁判所の極めて偏った姿勢.....	27 頁
第 3	Hの「妙観」（乙八38，乙二51）に関する供述について...	28 頁
1	28 頁
2	29 頁
3	29 頁
4	29 頁

第4	控訴人大草とFが知り合った時期について.....	30頁
1	30頁
2	30頁
3	31頁
4	31頁
第5	H宅盗聴テープ反訳書の問題点について.....	34頁
1	34頁
2	原判決はH宅盗聴テープとそれ以外の盗聴テープを混同している...	34頁
3	原判決はWの供述の変遷を不当に無視している.....	37頁
4	反訳書の不自然な点は「モリヤ」だけではなく多数にのぼる.....	49頁
5	WはH宅盗聴テープを誰にも渡していないと明言しているにもかかわらず、 原判決はこれを無視している.....	51頁
第6	結語.....	54頁

控訴審準備書面1(控訴理由書1)のうち,第4事実誤認についての主張を以下の通り補充する。

第1 大石寺付近の右翼調査報告書について

1 はじめに

(1) 原判決は,被控訴人創価学会(以下,創価学会という)が提出した「調査報告書」(乙ニ34),「参考資料G」(乙ニ35の1),「G会 右翼団体,関係推測図」(乙ニ35の2),「G会 右翼関係資料」(乙ニ35の3~8),写真(乙ニ第54号証の1,2)等の各書証(以下,右翼調査資料という)を「客観的証拠」として評価し,控訴人らが訴外帝国リサーチ(以下,帝国リサーチという)及びT(以下,Tという)に依頼して大石寺付近の右翼調査を行ったと認定しているが(54頁,61頁,67頁,84頁,86頁,111頁など),これは明らかに事実を誤認するものである。

この大石寺付近の右翼調査の依頼者が控訴人らであったとの事実誤認は,盗聴の調査を依頼したのが控訴人らであったという疑いの根拠の一つとされており,原判決の結論に重大な影響を及ぼす事実誤認である。

(2) 原判決が,「客観的証拠」と評価し,摘示した各証拠を総合することで明らかとなるのは,平成4年1月24日頃から同月末日頃までの間,Tが被控訴人W(以下,Wという)の直接の依頼で大石寺付近の右翼車両の状況を調査し,同調査の結果を写真及び報告書としてWに提出したことに尽きる。

右翼調査資料は,控訴人らが依頼者であったという判断資料を全く提供していないのであり,むしろこれらの写真や報告書の原本または写しをWが所持していたという事情は,依頼者がW個人であったとの推認にこそ結びつく。にもかかわらず,これら「客観的証拠」の存在から調査の依頼者が控訴人らであったという結論を導き出す原判決の判示は,肝心要の論点については,証拠に基づかないア・プリアリの御託宣に等しいものであり,司法における事実認定の常道を著しく逸脱しているという他ない。

(3) 原判決のいう「客観的証拠」の中には、同調査が控訴人らの依頼によってなされたことを示唆するものは皆無であり、同調査を控訴人らに結びつける証拠は、信用性の著しく低いことの明白なWの供述があるだけである。

2 控訴人妙観講(以下、妙観講という)や控訴人大草(以下、大草という)が右翼調査を依頼したという客観的証拠は全くない

(1) 右翼調査資料は「妙観」の記事に全く反映されていない

ア 「妙観」平成4年2月15日号(乙ニ37)について

(ア) 原判決は、「『創価新報』の実務的編集責任者である木村芳孝の説明」として、乙ニ第34号証や乙ニ第35号証の1ないし10の記載は、「平成4年2月15日付「妙観」(乙ニ第37号証)に反映されており、また、平成4年1月15日付「妙観」(乙ニ第38号証)の記事の主題と共通している。」(84頁)と述べているが、これは実質的には、創価学会の主張に基づくものである。

即ち、創価学会は、準備書面(11)の中で、

「加えて、これらの調査報告は、妙観講の機関紙「妙観」の記事に反映されている。

例えば、大石寺周辺の街宣活動を行っている右翼団体と創価学会との関係調査(乙ニ34・35の2～5)に関しては、平成4年1月24～31日の帝国リサーチの調査直後に発刊された同年2月15日付「妙観」の1面に「右翼と創価学会の結託を見た!!」とのタイトルの記事が掲載されている(乙ニ37)。

この記事は、上記調査と主題が全く同一であり、さらにその中の「学会と右翼の共同謀議の現場を目撃!」との岡野日出夫の記事中には、「白色のトヨタ・コロナエキシブ(沼津xxxxx)と、黒色の日産・グロリア(沼津xxxxx)、この二台が三門付近を徘徊(はいかい)して本山内を偵察していました」「そこには、他にベージュ色の日産・アベニール(練馬xxxxx)が止まっていた」「後からナンバーを調べてみると、最初の沼津ナンバーの二台は、それぞれ、学会の柳楽和善副会長、大島光明副会長の所有する自家用車であり、民家の中で右翼と共同謀議をこらしていた練馬ナンバーのアベニールは、なんと『宗教法人創価学会』使

用の自動車だったのです！！私達は、やはり右翼と学会は結託していたのだと確信しました」との記載がある（傍線は創価学会代理人）。

これに対して、「G会 右翼関係資料」（乙二三五の三以下）には、
「沼津57ほ2-83 ……T寺付近に出没（T寺とは大石寺 創価学会代理人）

（所有者） 柳楽（なぎら）和善

（住所） 静岡県富士宮市 xxxxxx

（備考） G会副会長と評される」

「沼津56ろ98-38

（所有者） 大島光明

（住所） 静岡県熱海市 xxxxxx

（備考） G会副会長と評される」

「練馬53も50-17

（所有者） 株式会社Sオートリース

（住所） 東京都豊島区 xxxxxx

（備考） G会使用者」

（乙二三五の四・傍線は創価学会代理人）

と記載されている。

上記の傍線部分を対照すればわかるとおり、「妙観」の記事が乙二三五の調査報告をもとに記載されていることは明らかである。」（62頁～63頁）

などと主張しているのである。

（イ）しかし、「妙観」（乙二三七）には、「白色のトヨタ・コロナエキシブ」等の車の色と車種まで記載されているが、乙二三五の三には、ナンバーと所有者のみしか記載されていない。つまり「妙観」（乙二三七）の記事には、乙二三五の三の調査の結果からは知り得ない事項（車の色、車種）まで記載されているのである。このことは「妙観」（乙二三七）の記事は乙二三五の三を元として書かれたものではなく、不審車を目撃した妙観講員・岡野日出夫の体験を元にして書かれたものであることを客観的に明らかにしているのである。

また「G会 右翼関係資料」（乙二35の3以下）には、21台の不審車両のナンバーが記入されており、そのうち、「妙観」（乙二37）に掲載されている不審車両と重なるのは、たった3台の不審車両だけである。この件につき、大草は、「うちはそんなプロの業者じゃありませんからね。わずか3台不審車を見つけるのがやっとだったということですよ」（大草本人尋問・53頁）と供述した通りである。

さらに、乙二35の3には、大石寺のことを「T寺」と記載されているが、仮に大草が依頼者ならば、大石寺を「T寺」と記載するのは極めて不自然である。

（1）「妙観」平成4年1月15日号（乙二38）の記事は右翼調査資料の反映ではない

被控訴人らは、「G会・絵画取引に関する資料」（乙二35の8）が、「妙観」（乙二38）に反映されているなどと主張するが、これもまったく事実無根である。

「妙観」（乙二38）には、

「『巨額の脱税疑惑』平成三年三月に発覚した、ルノワール絵画をめぐる三菱商事の架空取引事件で、八尋副会長および学会の富士美術館が深く関与していることが判明、使途不明の十五億円が学会の裏金になったのではないかとこの疑惑がもたれている。

また同年五月には、学会の墓苑事業に巨額の申告漏（も）れのあることが国税局より指摘され、約二十四億円にものぼる修正申告をし、法人税約六億四千万を納付することとなった。学会に対する税務調査は現在も続いている。（中略）このようにして得た灰色の利益が、また、学会の謀略・反社会活動の資金として使われるのである」

と記載されているが、一読すれば明らかなように、これは当時、マスコミで報道されていた周知の事実を掲載しただけである（甲167）。

大草も、本人尋問の際に、「妙観」（乙二38）について、

「それは一般のマスコミの報道ですね、うちで流用したのは。一般にそう言われている」（大草本人尋問・54頁）と述べているとおりである。

（2）そもそもTは、右翼調査の依頼は、Wからのものであると証言しているので

あり、控訴人らからの依頼であるとは証言していない。

「乙二34についてですが、これはいつ誰から依頼があった調査なんですか。

これはWさんから私に依頼のあったものだと記憶しています。

いつ頃ですか。

ですからこの日にちにあります、平成4年の1月に入ってからのことだと思いますが。

どういう依頼があったんですか。

大石寺の周りで右翼車両が大挙して騒いでいるので、ちょっとその様子を監視してほしいというような話でした。

それはWさんからあなたに直接あったんですか。

その時にはWさんから私に直接です。」(T本人尋問・33頁)

このようにT本人は、右翼の調査はWからTへの直接の依頼である、と証言しているのである。

T証言を検証すると、この右翼調査の時期は、平成4年1月24日～1月31日であり、T証人は既に平成3年10月で帝国リサーチを退職している(T陳述書・甲120・1頁)のであるから、Wから、帝国リサーチを通さず、直接、依頼を受けたとのT証言は納得できる説明であるといえる。

また、Tは、「失業した直後でアルバイト感覚」(T本人尋問・36頁)で受けたと証言しており、その上、被控訴人代理人から調査費用をいくら受け取ったかを聞かれ、

「どのくらいの金額ですか。

ですから覚えていません。

まったく覚えてないの。

はい。

10万くらいですか、100万くらいですか

分かりません」(同・42頁)

と証言している。もし、仮に100万も受け取ったならば、記憶に残っているはずである。これは、記憶にすらない程度の、アルバイト代相当の金額だったからであ

ると推測される。

結局のところ、右翼調査と控訴人らを結びつけるものはWの供述しかないのであり、後述するようにWの供述は全く信用できないのである。

3 そもそも帝国リサーチが調査をしたという客観的証拠も全くない

(1) 請求書が存在せず送金もなされていない

原判決の事実認定の飛躍を示すものとして付言すれば、右翼調査の受任者が、T個人と区別された意味での帝国リサーチであるとする客観的証拠もまた存在しない。

右翼調査費用についての帝国リサーチからWに宛てた請求書が存在せず、対応するWからの送金もなされていないのである(ちなみに、実質的依頼者が誰であっても、Wを通じた帝国リサーチに対する依頼の場合には、W宛の請求書が発行され、W名義で送金されていたことは、被控訴人らの自認するとおりである)。

右翼調査に関しては、被控訴人らからは帝国リサーチが発行したものであるとする請求書も一切、提出されていない(盗聴の証拠であるとして提出されている請求書には、右翼調査に関する項目は一切記載されていない。甲144ないし甲147)。Wは、平成4年2月25日に正式に妙観講を除名になっている(W陳述書、甲142・204頁)が、この大石寺周辺の右翼調査の期間(平成4年1月24日～1月31日)は、まだWは妙観講員だった時期である。被控訴人らが主張するように、帝国リサーチに依頼して行なった調査であるならば、帝国リサーチは、当然、W宛てに請求書を発行し、Wは、それを受け取ったはずであり、本件訴訟において被控訴人らから提出されている請求書と一緒に、提出するはずである。

また、Wの供述に対応する振込みがなされていない。別件訴訟において、弁護士が銀行に照会した結果によれば(甲148及び甲155、甲166)、右翼調査の時期以後に、それに対応すると推測される振込みはないのである。

(2) 報告書の書式などが違っている

ア 原判決は、証人木村芳孝(以下、木村という)の証言を記載するなかで、「乙

二第35号証の1ないし10は、同時期に、帝国リサーチが右翼団体、創価学会に関して調査した結果の報告書である。」(84頁)としているが、この説明は証拠に基づかない独断である。

この乙二第35号証の1ないし10の書式は、創価学会が書証として提出している帝国リサーチと明記された調査報告書(甲154)の書式とは、まったく異なっている。

乙二29の調査報告書には、表題に「調査報告書」、「社団法人 日本調査業協会 正会員第47号 株式会社帝国リサーチ」と明記されており、住所や電話番号の記載もある上、2頁目には社判もある。さらに最終頁には、「株式会社帝国リサーチ」、「承認・F、部長・F、係員・T」の各押印と、会社の住所と電話番号、本部の地図まで明記されているのである(ちなみに乙二29以外の帝国リサーチの報告書も全て同様の体裁となっている)。

しかし、乙二第35号証の1ないし10は、ただのワープロ打ちの文字の羅列のみで、どこにも帝国リサーチの名前が登場せず、作成者がまったく明らかにされていないのである。

また帝国リサーチの作成した報告書(乙口1など)と乙二第35号証の1ないし10とを比較すると、使用されているワープロソフトのフォント(字体)も異なっており、乙二第35号証の1ないし10を帝国リサーチが作成したとは考えられないのである。

イ このような作成者不明の報告書を帝国リサーチが作ったと主張する木村の証言の根拠は、結局のところWの供述だけである。

すなわちWは、本人尋問において、乙二第35号証の1ないし10(「参考資料G」)を示されたうえで、これはTの現場調査をもとに、帝国リサーチが車の所有者などを調査して作成した資料であると供述しているが(W本人尋問・26頁)、このWの供述は、何ら根拠を示すことのないものであって全く信用できない。

ウ Tが作成した手書きの調査報告書(乙二34)には、竹嶋利夫なる人物について「同人は稲川会中堅幹部と評される人物であるが詳細は帝国リサーチ報告による。」との記載がある(8頁)。

しかし、これは稲川会関係者の調査であり、Tが依頼を受けた大石寺周辺の右翼車両の調査の範囲を越えており、またWから帝国リサーチに調査を依頼すると聞いていたことから、このように記載したものとTは述べているのであって（T本人尋問・34頁）、実際に帝国リサーチが調査していたことの証拠となるものではない。

特に、乙二34には、「詳細は帝国リサーチ報告による」と記載されているが、乙二35には、稲川会組員程度の記載しかなく（乙二35の2，同3）、乙二34の記載を越えることは書かれていない。従って、乙二35が、乙二34でいう「詳細」な「帝国リサーチ報告」に該当しないことは明らかであって、原判決の判示する「乙二第35号証の1ないし10は、同時期に、帝国リサーチが右翼団体、創価学会に関して調査した結果の報告書である。」（84頁）は、明らかに事実誤認である。

（3）従って、この右翼調査を帝国リサーチの仕事であったとする客観的根拠は何一つないのである。それどころか、乙二35の1ないし10の内容を見ると、一般的な企業の業績についての調査等とは全く異なっており、その内容は、むしろ創価学会ウォッチャーが一定時間をかけて調査してきた内容をまとめたものであって、一般の調査会社にすぎない帝国リサーチが調査した結果とは到底考えられない内容なのである。

4 右翼調査資料は全てWが出所であり全く信用できない

（1）創価学会は、準備書面（11）で、右翼調査資料等について、以下のように主張している。

「4 盗聴以外の調査活動に関する帝国リサーチの書類の存在

（1）平成8年2月にHがWから受け取った盗聴関係以外の資料として、

「梅澤十四夫に関する内偵調査」との手書きの書類（乙二32）

HMに関する帝国データバンクの調査報告書（乙二33）

「調査報告書」と題する手書きの書類（乙二34）

創価学会と右翼団体との関係に関する資料・ライベックス株式会社と創価学会と

の関係に関する資料・創価学会のルノール絵画取引に関する資料・池田名誉会長の家族関係に関する資料が一つに綴られている「参考資料 G」と題する書類（乙二 35 の 1 ～ 10）

の元となったと思われる池田名誉会長やその親族の戸籍謄本・住民票（乙二 46 ～ 49，乙二 50，乙二 56）などがある。」（45 頁）

そして木村は，創価学会の主張に添う形で，陳述書（乙二 31・25 頁）において同様の主張をし，尋問においても同様の証言を行っている（木村本人尋問・7 頁）。

また H も，陳述書（乙八 25・8 頁）で，創価学会，木村と同様の陳述をし，尋問でも同じ供述を繰り返している（H 本人尋問・8 ～ 9 頁）。

（2）以上のように，創価学会，H，木村の主張は全て，平成 8 年 2 月に W から，H が右翼調査資料などを受け取ったというのである。

しかし，実際には，別件の梅澤訴訟，H 訴訟における W の準備書面，陳述書を全て精査しても，W が H に，「調査報告書」と題する手書きの報告書（乙二 34），「参考資料 G」（乙二 35 の 1），「G 会 右翼団体，関係推測図」（乙二 35 の 2），「G 会 右翼関係資料」（乙二 35 の 3 ～ 7），「G 会・絵画取引に関する資料」（乙二 35 の 9）などを手渡したという記載は一切，存在していないのである。

W の陳述書の中で，唯一出てくるのは，「梅澤十四夫に関する内偵調査」との手書きの書類（乙二 32），「池田大作の親族調査等」（乙二 35 の 9・10，乙二 46 ～ 50，乙二 56）に関する記載のみであった。

このように，W が帝国リサーチに作成を依頼したという右翼調査資料に関して，その依頼の状況や，W が H に手渡したなどという陳述および供述，証言は，梅澤・H 訴訟において，一切，存在しない。

ところが W は，本件訴訟の本人尋問になると，突如として右翼調査資料に関する供述をしたのであり（W 本人尋問・24 ～ 26 頁），この W の供述は，本件訴訟になってからの前述した創価学会，木村，H の陳述等を裏付けるために，後から作ら

れたものとしか理解できないものであって、到底信用できないのである。

(3)さらにWの供述を精査すると、Wは、「Tさんの能力を非常に大草氏は買ってましたので、やめた後、やめたって話を聞いた後、Tさんに何とかコンタクトをとってみろと言われたんで、連絡をとって、Tさんをお願いをしました。」(W本人尋問・25～26頁)と供述するが、この大草がWにTと連絡を取れと言うくだりは、梅澤訴訟のWの陳述書(甲142)の中の、本山の警備会社を立ち上げる際に、大草がTと連絡を取れと、Wに言う場面と重なるのである。

「被告大草氏から電話がありました。『Tと会いたい。連絡をとってくれ』ということでした。(中略)被告大草氏は、T氏の身の振り方についての話をしました。(中略)さらに本山の警備会社の話をしました。(中略)T氏に本山大石寺の警備員としての講習をしてもらおうという話をしていました」(甲142,209～212頁)。

このようにWの供述は、梅澤訴訟において陳述した場面を、まったく違う場面での出来事に置き換えて供述しており、信用することはできないのである。

また、上記、右翼調査の期間後の平成4年3月1日に、大草は、T、Wと三人で会っている。この事実は、大草、T、Wの3人の陳述及び供述とも一致している(大草陳述書・甲159及び160、T陳述書・甲120、W陳述書・甲142)。会った理由は、Tが陳述したように、「大草氏の用件とは、大石寺に右翼が嫌がらせに来ている、大石寺で警備会社を立ち上げたいということなので力を貸してほしい」(甲120・7頁)というものであったが、その時のことをTは尋問で、被控訴人代理人から、「その時に大草さんはあなたがさっきの乙ニ34で1月に調査したそれについては知っている様子でしたか」と尋ねられ、「特にその話については出ませんでした」(T本人尋問・39頁)と証言している(同趣旨の証言は大草もしている)。

もし大草がTや帝国リサーチに調査をさせていたなら、改めて「大石寺に右翼が嫌がらせにきている」(甲120・7頁)などと説明するはずがない。大草は、Tが既に1月に右翼の調査をしていたなどとは全く知らなかったからこそ、このように説明したのである。そして、まさに、その右翼の問題で警備会社を立ち上げるの

だから、その調査の件が話題に上らないはずがなく、それが話題に上らなかったこと自体が、大草がTの調査を知らなかった証拠であり、調査を依頼していなかった証拠なのである。

5 結語

以上のべたとおり、右翼調査資料は、本件と全く関連性のない資料を、無理矢理、控訴人らの指示による調査の結果であるところじつけて、本件訴訟に証拠として提出されたものである。これらの右翼調査資料を控訴人らと結びつけるものは客観的には全く存在していないのであり、あるものはただWの供述だけなのであって、Wの供述は全く信用性がないのである（控訴理由書（1）・8～9頁）。

第2 Wの妙観講内における地位と活動について

1 はじめに

原判決は、Wの妙観講内における地位と活動について多くの事実誤認を犯し、それを前提として「原告大草は、被告Wを平成3年2月、5月に処分し、本件各盗聴が実行された時期には、原告大草と被告Wとの関係が従前ど異なり、殆ど切れていたかのように主張するが、被告Hの供述によれば、同被告が原告妙観講との2度目の法論をしたのは、平成3年5月18日であり、同法論には、原告妙観護の佐藤副講頭も出席していたこと、その後も、被告Wが、創価学会員と活発に法論を続けていたことについては裏付証拠もあるのであって、これらの行動は妙観講員としての活動であったとみるのが自然であり、上記処分があったとしても、本件各盗聴が被告W単独の行為であって、原告らの関与が全くなかったと断ずることは困難である。」と判示する（112頁）。

そこでまず、Wの女性問題を中心にその略歴を述べ、ついで原判決の事実誤認を明らかにする。

2 Wの女性問題（大草陳述書・甲159及び160の要旨、一部、他の陳述書又

は供述より引用あるいは要旨を記載した場合は、その都度記載)

Wは、昭和49年頃日蓮正宗の信徒となり、同55年妙観講が結成された後は同講の講員となり、同59年頃には同講の教学部長、同60年3月には同講の支部長(日蓮正宗から認証された幹事)に就任した。しかし、同62年8月頃、Wが複数の講員女性と結婚すると偽って関係をもっていたことが発覚したことから、控訴人らは同年9月、Wを訓告処分(妙観講の懲戒処分は、訓告処分、戒告処分、活動停止処分、除名処分の順に重くなっており、懲戒処分となれば同時に全ての講内での役職を喪失することになる)とし、これによりWは教学部長、幹事兼支部長などの全ての役職を喪失した。

またWの行動を監督できるようにするため妙観講の機関誌などを発行している「暁鐘」編集室に勤務させ、当時妙観講の本部が小金井市にあったことから、同市に引っ越させ、その様子を見守っていたところ、同人が反省しているように見えたことから、昭和63年3月頃には支区部長(支部長の下であり、支部の中に複数存在している支区の部長)に就任させた。この役職は、支部長と異なって日蓮正宗から認証される幹事を兼ねるものではない。

昭和63年から平成2年にかけて、Wは妙観講内での地位を復活させようと思ったのか、熱心に顕正会に対する折伏に励んでいるように見えた。しかしいまだ不安が残ったことから、平成2年7月、暫定的な支部長(正式な支部長は日蓮正宗から認証された幹事が兼務することに講則で定まっているが、認証幹事でない暫定的な支部長)に就任させた。

その後、平成3年1月下旬、女子講員の告発により、Wの女性問題再発が判明し、控訴人らは同年2月1日、Wを戒告処分としWは支部長の地位を喪失した。

また平成3年3月末、2人の妙観講員が創価学会学生部幹部のHと遭遇し、それを伝え聞いたWが再度、Hと会えるように法論の場を設定させ、同年4月28日、WはHと初めて法論を行った。

ところが平成3年4月30日までに、Wによる被害女性が同時に10名もいることが判明したことから、同3年5月1日より、さらに重い活動停止処分とした。この処分はWに対しては通告したものの、多数の被害女性の名誉と人権に考慮して公

告しなかった。

その後、Wはほとんど妙観講の集まりに参加しなくなった。

またWは、創価学会を脱会し妙観講へ入講しようという移籍者を自らが束ねようと画策したが、大草はそのような行為を一切許さず、これ以降、Wは、大草にも露骨に反抗の色を見せ始めるようになった。

この時期、前述の通り、Wは活動停止処分を受けており、本来ならば法論はできないが、Wは勝手にHとの2回目の法論を電話で約束してしまっていたとのことであった（H陳述書、乙八23・24頁）。そこで大草としては、妙観講が逃げたと見られては困るため、5月中旬のHとの間の2回目の法論にWを行かせざるを得なかったが、勝手なことをしないよう見届け役として妙観講副講頭の佐藤せい子を同行させた。

またWは、平成3年6月頃、大草はじめ妙観講員との関係が悪化したことから、住居を小金井市から、同人の父親の住む杉並区西荻窪へ引っ越した。その後Wは、平成3年9月末で「暁鐘」編集室を退職し、同年10月に最後の給料の支払いを受けた。

しかし平成4年にはいってからも、女子講員の告白により、Wの悪行が続いていることが再度発覚し、また名古屋の幹部からもWが不正に妙観講員の名簿を取得しようとしているとの報告があり、同年2月25日、Wを除名処分とし、その旨を公告した。

その後、大草は、大石寺警備の関係で帝国リサーチのTと連絡をとる必要が生じ、Tの電話番号を知っているのがWであったことから、やむなく同人に電話し、Tに連絡をとらせた。また、同年3月16日、Wの父が死亡し、Wの母が当時妙観講員であったことから、大草は、W宅を甲問した。

こうしてWは、平成4年2月25日、妙観講を除名処分となったが、日蓮正宗理境坊の信徒資格は残っていたことから、自動的に日蓮正宗理境坊の直属信徒という扱いになった。

直属信徒といっても、それは正式に講に入れてもらえない、いわばまだ半人前の信徒という意味であって、Wも、直属信徒とはいっても実際には何ら信徒としての

活動をしていなかった。

その後、平成5年1月上旬深夜、Wは大草に電話で、「もうすぐHが講頭に対してエゲツないことをやる」と言って脅してきた。そして大草を誹謗中傷する「オークサ真理教の七不思議」等の怪文書が配布されはじめ、その言葉どおり、た(甲87, 88, 93, 94, 108, 109, 111)。

また理境坊の小川住職は、平成5年の春頃、妙観講員からの報告により、Wが、まだ妙観講員と接触しようとしていることを知った。このままでは、講の統率がとれなくなると考え、よく事情のわからない講員がけじめなくWと接触しないよう、同年6月22日付にて、「お知らせ」という書面(B5版の用紙)を、妙観講の拠点の掲示板に張り出し、妙観講員がWと接触をもつことを禁止した。この「お知らせ」の意味は、Wは女性問題などで妙観講から除名処分となり、理境坊の一信徒として謹慎させている状況なので、妙観講員はWとは接触してはいけないという趣旨のものだった(小川住職陳述、甲168・23~24頁)。

このようにWは、妙観講内で多くの女性問題を起こし、昭和62年9月訓告処分、平成3年2月1日戒告処分、同年5月1日より活動停止処分、平成4年2月25日除名処分となったものである。

3 盗聴の行われた平成3年当時、大草とWは盗聴を共謀するような親密な関係にはなく、却って敵対関係にあった

(1) Wの信仰歴について、原判決は、

「被告Wは昭和49年ごろ、日蓮正宗の信徒となり、原告妙観講結成以来、同原告の講員であった。原告妙観講の理事、支部長、庶務部長、教学部長等を務めたが、平成4年2月、原告妙観講における役職を離れ、平成13年7月19日、日蓮正宗の信徒から除名された。」(5頁)

とさりげなく判示しているが、同判示に重大な事実誤認があることは明らかである。

Wは平成3年2月1日戒告処分となり、それにもない役職を喪失したのであっ

て、平成4年2月に役職を離れたのではない。このことは、W自身の供述を含め全ての証拠上明白であり、これと異なる原判決のような認定が成立する余地は全くない。

(2) 盗聴が行われたとされるのは、平成3年5月10日～17日(H宅盗聴)ないし同年12月10日～16日及び17日～30日(梅澤宅盗聴)とされており、ともにWが妙観講において平成3年2月1日戒告処分となり、それにもない役職を喪失した後である(さらに言えば平成3年5月1日より活動停止処分となった後である)ことは明らかであるのに、原判決は、事実誤認の結果、同人が同講の役職についていた時期になされたものと誤認しているものと解される。従って、原判決のこの事実誤認もまた、盗聴が控訴人らの指示によったのか、あるいはWが単独または他の第三者の指示の下で依頼したのかという本件の争点にかかわる重要な論点に関する事実誤認、ひいては原判決主文の結論に影響を及ぼす重大かつ明白な事実誤認である。

(3) 梅澤訴訟の一審において、Wは次のように平成3年2月1日を境に大草とWとが熾烈な対立関係になったと解する他ない供述をしていた。

「平成3年2月1日、被告大草が直に被告Wに面談し当時種々の役職(お世話係り)を兼任していた被告Wに『言いたくはないが、お前ばかり活躍しちゃうまないんじゃないの、、、』などとあからさまに、言い放ち役職を下りるように強要した。

2月7日、多くの講員が驚くなかで、被告大草は組織を再編し、同時に被告Wに発言を封じる一方で、被告大草の意を受けた幹部達により被告Wに対する非難が約1年かけて徹底的に行なわれる。」(梅澤訴訟 W準備書面, 甲169・6～7頁)。

「同年2月1日の幹部会終了後、私は妙観講の役職を一切、解任となりました。理由は、『信仰の不純』『二重構造』ということでした。私が面従腹背をして被告大草氏の言うことを聞かず、腹の中にあることをしゃべらないというのです。」(梅澤訴訟 W陳述書, 甲142・150頁)

「平成3年2月に私は被告大草氏から妙観講の一切の役職(支部長, 教学部長, 理事)を解任になりました。」(同)

「あなたの陳述書では平成3年の2月1日の会合終了後、妙観講の役職を一切解任になったというふうに記載されていますよね。

はい。

これは間違いないんですか。

私の立場から言えば辞任であり、彼の立場でから言えば解任であり同じことだと思います。」(梅澤訴訟 W本人尋問、甲115・10頁)

(4)なお「客観的証拠」のうち梅澤宅を盗聴したとされる平成3年12月25日付の盗聴テープの反訳書(乙ホ95)には、梅澤十四夫(故人。以下、梅澤という)と奥住という人物が会話の中でWのことを話している箇所がある。

梅澤「あれ(Wのこと)、本当におかしいね」

奥住「でしょう」

梅澤「おかしいよ、あれ(Wのこと)」

奥住「妙観講離れたんじゃないかな。(中略)本部(妙観講本部のこと)に電話したの？」

梅澤「本部に電話した。そうしたら『いや、Wさんはしばらくこちらにお見えになっていませんから』と言うんだ。」(乙ホ95・2～3頁)

と会話している。

また、梅澤は別の人物(氏名不詳)との会話で、

梅澤「彼(Wのこと)、おかしいね。」

「聞いて見ました？籍をもう離れたということ。」(は氏名不詳、原文のまま)

梅澤「うん、聞いたの。聞いたら言葉を濁して。やっこさん(Wのこと)、態度おかしいな。噂では妙観講を離れたというふうに噂入っているんだよね」(同・4頁)

と話している。

このように、当時(平成3年10月～12月)、Wが実質的に妙観講の活動から離れていたことは、妙観講の中だけでなく、講外の梅澤の耳にも届いていたことがわかるのである。これは、大草陳述書(甲159・34頁)でも主張している。

(5) これらを踏まえ、梅澤訴訟の一審判決では、
「当裁判所の判断」(8頁から始まる)として、「争いのない事実(中略)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる」(19頁)とした上で、
「被告Wは、昭和49年、被告日蓮正宗に入信し、以後、被告理境坊妙観講の理事、支部長などに任ぜられていたが、平成3年2月1日、女性問題等の不行跡を理由に妙観講の役職を一切解任された上、戒告処分を受け、『さらに、その3か月ほどの間に次々と新事実が判明、それは、被告Wに騙され著しく傷を負った女子講員は、直近の一年間だけでも何と十余名に及び、しかも、その悪業を隠ぺいするための巧妙な工作や口封じがなされていたこと、また、被害者の講員達はいずれも被告Wから講中役員に対する悪口・批判をもっともらしく聞かされていたこと、講則で禁じられている講員からの金品の借用まで行なっていたこと等々、とうてい“戒告”ではすまされるはずの内容』ではなかったとして、同年4月には、活動停止処分を受けた」(梅澤訴訟 一審判決・甲1・19頁)
と、事実認定されたのである。

そしてWが平成3年2月1日に戒告処分を受けたことを前提に、
「被告Wが本件電話盗聴を被告大草ないし同小川に指示されたという時期は、被告Wが妙観講の活動停止処分を受けた後で、しかも何らの地位の回復もないまま、翌平成4年2月に妙観講から除名処分を受けたその間のことであること、そして、これらの処分の理由について、被告Wが陳述する内容は明らかに客観的な証拠に反する上、被告W自身も、平成10年8月17日付け準備書面において、平成3年2月7日以降は、『被告大草は、組織を再編し、同時に被告Wに発言を封じる一方で、被告大草の意を受けた幹部達により被告Wに対する非難が1年かけて徹底的に行われ』た時期であると主張していることからすれば、このような時期に、被告Wの陳述のような会話を交わしして、被告大草ないし同小川から本件電話盗聴の指示を受けたとすることは全く不自然である。」(同・30頁)
という、証拠を精査した上での合理的な判決が下されたのである。

(6) これに対し、Wらは一審の主張を変遷させ「Wに対してされた妙観講の活動

停止処分等は、学会に対する盗聴等の特務を行いやすくするための体裁を整える表面上のものであって、Wは、その処分期間中も妙観講の重要な職務を担当し、被控訴人大草の指揮の下に活動していた」と荒唐無稽な主張をして控訴したが、東京高裁は次のように述べてこれを一蹴したのである。

「原判決掲記の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、Wは、平成3年2月1日に、女性問題等の不行跡を理由として妙観講の役職一切を解任された上、戒告処分を受けたこと、その後、更に多数の女性講員と関係を持っていた事実等が判明したとして、同年4月に妙観講の活動停止処分を受け、同年9月には暁鐘編集室も退職した上、更に、平成4年2月25日、妙観講を除名されたこと、この間のWと妙観講との関係について、W自身も、『被控訴人大草の意を受けた幹部達によりWに対する非難が約一年かけて徹底的に行なわれ』た旨認識していることがその主張自体から認められるのであって、以上の事実からすれば、Wが本件電話盗聴の指示を被控訴人大草及び同小川から受けたと供述ないし陳述する平成3年秋ころは、Wは妙観講から非難され被控訴人大草との関係も悪化していた時期であり、そのような時期に被控訴人大草及び同小川から本件電話盗聴の指示を受けたとするWの供述ないし陳述の合理性には疑念を差し挟まざるを得ない。(中略)W自身、平成3年2月の戒告処分後は、妙観講から非難を受け、その関係が悪化していた旨の認識を持っていたことは前記のとおりであることからすれば、講員としての活動停止処分が表面的なものであったということとはできない。」(梅澤訴訟、控訴審判決、甲24・22頁)と極めて正当な判断を示したのである。

H訴訟においても、一審、控訴審とも同様の判断を下したのである(H訴訟 一審判決、甲25・29頁、H訴訟 控訴審判決、甲61・3頁)。

なお、H訴訟における大草本人尋問の際に、原告代理人(H訴訟の原告Hの代理人)から、Wが「暁鐘」編集室に勤務していた平成3年当時、編集室の「創価学会問題電話相談コーナー」で電話を受けていたことをもって、Wの活動停止処分はなかったかのような尋問をしてきた(乙ホ60・22頁ないし28～29頁)。

またWに至っては、本件訴訟の尋問では、この「電話相談コーナー」は、妙観講の最高幹部だけが担当していたかのように供述し(W本人尋問・17頁)、ことさ

ら大草との関係悪化の事実を隠蔽しようとした。

しかし、当時の「電話相談コーナー」は、「暁鐘」編集室に勤務する全スタッフを始め、休みの取れる講員たちで当たっていたものであり、Wも平成3年9月までは編集室のスタッフであったことから、仕事の一貫として業務をこなしていただけのことである（乙ホ60・85頁）。そして最高幹部のみが担当していたわけではないことは、大草最終準備書面（17頁）で主張した通りであり、それを裏付ける書証も存する。（甲133）

以上のような次第なので、この「電話相談コーナー」の件につき、H訴訟の一審、控訴審とも、大草の主張通りの正当な判断を下したのである（H訴訟 一審判決，甲25・29頁，H訴訟 控訴審判決，甲61・3頁）。

4 Wは大草に次ぐ地位に返り咲いてなどいない

原判決は、「6 背景事情と先行訴訟（3）被告Wと原告大草，原告妙観講との関係」において、「平成2年10月当時，妙観講の支部長に返り咲き，支部長兼教学部長という原告大草に次ぐ地位にあり，積極的に法論等の活動をしていた。」（64頁）と判示している。

しかし、「2 Wの女性問題」で述べたとおり，昭和63年から平成2年にかけて，Wが熱心に顕正会の折伏に励んでいるかのように見えたものの，しかしいまだ不安が残ったことから，平成2年7月，暫定的な支部長（正式な支部長は認証幹事を兼ねることに講則で定まっているが，認証幹事でない暫定的な支部長）に就任させただけである。

妙観講においては，講頭の下に副講頭2名，さらにその下に支部長（日蓮正宗から認証された幹事を兼ねる）6名がおり，Wは幹事の認証すら受けていない暫定的な支部長にすぎない。

また教学部長の地位は，昭和62年9月，Wを訓告処分としたことによって，教学部長を含む全ての役職を喪失したのであり，その後そのような地位にはついていないのである。

従って、Wが「妙観講の支部長に返り咲き、支部長兼教学部長という原告大草に次ぐ地位にあった」とする原判決は明らかに事実を誤認するものである。

5 乙八第35号証 原審裁判所は証拠を一瞥もしていない

(1) 原判決は、「平成3年5月18日にも、妙観講講員として被告Hと法論をしており、平成3年9月下旬にも、妙観講講員として創価学会青年部員と法論をしているのであって、原告大草の上記供述内容とは矛盾した行動をとっている。平成3年9月25日に被告Wが妙観講の一員として法論に参加していることについては、乙八第35号証(被告Wの原告大草に対する報告書)」(65頁)などと判示し、「乙八第35号証(被告Wの原告大草に対する報告書)」と、()で注釈まで付けて認定している。

しかし、これは創価学会の側で作成した内部文書であり、Wが大草に報告するために作成した文書などではない。

(2) 乙八35の内部文書は、Hが提出したものであるが、その証拠説明書には、「報告書(写し)」、作成年月日「平成3年9月27日」、作成者「藤森、川崎」とある。そして、乙八35の内容には、「報告先 力武様 TY男子部長」、「報告者 藤森・川崎」と記載されている。これは創価学会員の「藤森・川崎」が、妙観講員との法論の様子を、「力武」にあげ、それを「TY男子部長」(学会幹部で当時の男子部長・TY、現在は創価学会副会長。甲170)に提出した報告書である。

乙八35のタイトルには、大きく「妙観講・Wの件」と記載があり、原判決が認定したように、これが「被告Wの原告大草に対する報告書」であるならば、Wが、自身のことを「妙観講・Wの件」などと記入するはずがあろうか。この一点だけでも原審裁判所が、この証拠を一瞥もしないまま、甚だしい事実誤認を犯したことは明らかである。

また、その中身に踏み込めば、Wのことを「妙観講・W(元教学部長、副講師)」などと書かれている。Wが、妙観講の副講師であったことなど一度もなく、W自身

がこれまで提出してきた梅澤・H訴訟の準備書面・陳述書・尋問調書においても、まったく主張していないのである。

さらに、「相手側は、W・中森・井上、こちら側は上記三名（上記とは創価学会員の渡邊隆司、藤森、川崎のこと）で対峙し」、「以下、Wの論調」などの記載もあり、Wが記載したのであれば、このような書き方には絶対にならない。

この乙八35を提出したHは、乙八35を本件訴訟の尋問で示されて、Wが平成3年9月頃も妙観講員として活発に活動していた証拠であるなどと供述しつつも（H本人尋問・3～4頁）、乙八35をして、「被告Wの原告大草に対する報告書」などとは一言も供述していない。

このように乙八35を提出したHでさえも主張していない事を、原判決は勝手に注釈を付けて認定しており、これは原判決の随所に見られる証拠に基づかない全く不当な独断の一つである。

（3）乙八35の文書は別件の梅澤・H訴訟では、証拠として提出されておらず、本件訴訟において控訴人らは初めて見たものである。控訴人らは、Wが平成3年9月当時、創価学会員と法論したなどとは全く聞いていないし、当時、活動停止処分を受けていたWにこのような法論を許すことはあり得ない。

ちなみに平成3年2月1日Wは戒告処分となり支部長の地位を喪失していたが活動停止処分となっていたわけではなく、同年3月末には、WはHとの法論の場を設定させ、同年4月28日、Hと初めて法論を行った。

この時期、Wは活動停止処分を受けており、本来ならば法論はできないが、Wは勝手にHとの2回目の法論を電話で約束してしまったとのことだった（H陳述書、乙八23・24頁）。大草としては、妙観講が逃げたと見られては困るため、5月中旬のHとの2回目の法論にWを行かせざる得なかったが、勝手なことをしないように見届け役として妙観講副講頭の佐藤せい子を同行させた。

なお、平成3年9月下旬の創価学会青年部との法論に関しては、本件訴訟の控訴人大草が本人尋問において、

「これを見ると、平成3年9月25日午後11時半から26日の午前3時半頃まで法論が行われており、妙観講側からはWさんのほかに中森絹代さん、井上啓一さん

ら全部で7人が参加したということが書かれてあるんですけども、この法論のことは知ってましたか。

知りません。全然知りませんね。

(中略)今回、中森にも井上にも確認をしましたけれど、その結果を申し上げていいんですか。

教えてください。

中森のほうは当時、Wが参加したということについてはまったく記憶がないということでした。井上については、自分がWに応援を頼んだかもしれないと、それで参加したかもしれない、うろ覚えだけれど、こういうことでした。

この法論は平成3年9月25日に行われてるわけですから、実際に活動停止処分にはWさんがなっていなかったということの裏付けではないんですか。

そんなことはないですよ。陳述書で出してありますように、Wの活動停止自体は理由が理由ですから、講中には広くそれは知らしめなかった。理由は前に陳述書でも述べてありますよね。だから班長の井上は知らなかったと思いますよ。」(大草本人尋問・68頁)

と述べたとおりである。

すなわち、仮にWが平成3年9月の法論に参加していたとすれば、それはWの毒牙にかかった多数の被害女性の人権に考慮してWの活動停止処分(平成3年5月1日より)を公告しなかったことから、事情を知らない講員が、Wに法論の応援を依頼した可能性が残されるだけであり、大草の知らないところでWが法論に加わっていたにすぎないものなのである。

6 Wは積極的に活動していない

原判決は、「被告H宅の盗聴が行われた平成3年5月、宣徳寺、妙泉坊、梅澤宅の盗聴又は盗聴未遂が行われた平成3年10月から12月当時、被告Wは、前記のとおり、原告妙観講議員として積極的に活動していたものである。」と述べている(66頁)。

しかし、「前記のとおり」の「前記」とはどこを指すのか、判決文をいくら読んでも、全く理解不能な箇所である。

だが、Wの参加した法論は、被控訴人らの主張に依っても、Hとの2回の法論と、平成3年9月に行なった法論との合計3回だけである。これは連日のように法論を行っていた一般の妙観講員に比べて、積極的な活動などとはとうてい言えないことである。

Wは、平成3年5月1日より活動停止処分となった後は、ほとんどまったく妙観講の活動に参加していない。

平成3年10月13日に妙観講の新本部が落成し、暁鐘編集室も残務処理に一名を小金井の旧本部に残して、全て移転しているが(大草陳述・甲142・48頁)、暁鐘編集室の編集スタッフや警備のメンバーの上申書(乙ホ173の1~22)にも記載されている通り、新本部で彼らがWを見たのは、10月13日の新本部落成式と、桑原と新本部に来た11月の2回だけなのである(桑原陳述書、甲141)

7 Wが大草に敵愾心を抱いていたのは平成3年からである

原判決は、「被告Wの供述(9)被告Wの供述の特徴、信用性」において、「被告Wが、原告大草に対し、平成8年ごろ以降、自分一人に罪をなすりつけているとして、敵対心を抱いていたことは、被告W自身の供述によっても明らかである」(101頁)

などと認定しているが、敵愾心を抱いたのは、平成8年ではなく、平成3年からである。

W自身、梅澤訴訟において、以下のとおりそのことを認めている。

「平成3年2月1日、被告大草が直に被告Wに面談し当時種々の役職(お世話係り)を兼任していた被告Wに『言いたくはないが、お前ばかり活躍しちゃうまないんじゃないの、、、』などとあからさまに、言い放ち役職を下りるように強要した。

2月7日、多くの講員が驚くなかで、被告大草は組織を再編し、同時に被告Wに発言を封じる一方で、被告大草の意を受けた幹部達により被告Wに対する非難が約

1年かけて徹底的に行なわれる。

その結果平成3年11月末をもって勤務先の編集室の離職を願い出た。

被告大草の意向を受けていた編集室の幹部は、即座に被告Wの離職を承諾した。」
(甲169・6～7頁)。

「同年2月1日の幹部会終了後、私は妙観講の役職を一切、解任となりました。理由は、『信仰の不純』『二重構造』ということでした。私が面従腹背をして被告大草氏の言うことを聞かず、腹の中にあることをしゃべらないというのです。」(甲142・150頁)。

以上のように、平成3年2月以降、「被告大草の意を受けた幹部達により被告Wに対する非難が約1年かけて徹底的に行なわれ」と、W自身が述べているのである。

これはWが自ら犯した女性問題等を全て棚上げした逆恨みも甚だしいものであるが、Wはこのようなかで、大草に対し異常な敵愾心を抱くようになるのである。

8 原審裁判所の極めて偏った姿勢

原判決は、Wが「平成4年2月、原告妙観講における役職を離れ」(5頁)などと認定しているが、実際にWが妙観講の役職を解任されたのは、平成3年2月であり、これは上記のようにW自身も認める事実である。

また原判決は「平成8年ごろ以降、自分一人に罪をなすりつけているとして、敵対心を抱いていたこと」と認定しているが、これも上述したようにWは、大草に対し、実際には平成3年頃から異常な敵愾心を抱いていたのである。

このような原判決の認定に共通しているのは、Wが一連の盗聴事件を起こした時期(平成3年5月から同年年末まで)に、同人が妙観講の現役幹部でなければ極めて不都合であると原審裁判所が考えたからに他ならない。つまり、原審裁判所も、平成3年2月に戒告処分を受け、さらに同年4月には活動停止処分を受け、その頃から大草に異常な敵愾心を抱いているWに対し、大草が盗聴の指示をしたとは、あまりにも荒唐無稽で認定できなかったのである。そこで証拠を意図的に曲解し、しかも「事実認定」としてではなく、当事者や証拠についての「説明」を装って、「平

成4年2月「原告妙観講における役職を離れ」などと判決文中に記載したのであり、このことは原審裁判所の極めて偏った姿勢を端的に示すものである。

そもそもW自身が平成3年「2月1日の幹部会終了後、私は妙観講の役職を一切、解任となりました。理由は、『信仰の不純』『二重構造』ということでした。私が面従腹背をして被告大草氏の言うことを聞かず、腹の中にあることをしゃべらないというのです。」(甲142・150頁)と自ら認めているのである。

常識的に考えても、大草が「面従腹背」だと非難したWに対し盗聴の依頼をするなどとはおよそ考えられないことであり、にもかかわらず大草がWに盗聴を指示したと認定する原判決は、荒唐無稽であって甚だしい事実誤認を犯すものである。

第3 Hの「妙観」(乙八38, 乙二51)に関する供述について

1 原判決は、

「被告Wを除く被告側関係者の供述とその信用性 (2)被告Hの説明」において、「平成元年6月、平成4年11月に、妙観講が電柱の上のブラックボックスを違法に開けたことがあることは、「妙観」(乙二第51号証, 乙八第38号証)にも出ている。ここに出てくる専門家というのは、帝国リサーチのTのことであり、平成4年11月(平成4年11月15日付妙観〔乙八第38号証〕には、平成4年11月12日に妙観講幹部自宅前電柱から盗聴器が発見された旨の記載がある。)には、既に被告Wは、原告妙観講を除名されているから、ブラックボックスを違法に開けた上記行為は、原告妙観講自身がしたことは明らかである。」(80頁)と述べ、その上で、

「「妙観」(乙八第38号証)に記事が掲載されている妙観講幹部自宅前の電柱のブラックボックスを開けて盗聴の調査をしたとの件は、当該幹部が依頼して調査したものであり、原告大草は関知していない、調査会社がどこであるかも知らない旨述べる。しかし、当該調査は、帝国リサーチが行ったものと認められるところであり、原告大草が全く関知しないとの上記供述は採用することができない。」(112頁)

と判示している。

しかし、この「Hの説明」にも原判決の認定にも大きな誤りが存在する。

2 まずTは、陳述書(甲120)において、平成3年10月末をもって新宿区に所在していた帝国リサーチを解雇となり、住居も同年10月20日、帝国リサーチを解雇されたと同時に、それまで住んでいた中野区から世田谷区代田に引っ越した(甲120・5頁)。そして平成4年5月中旬、サントリー系のI社という会社に面接に行き、合格。同年6月上旬から同社の研修に参加し、同年8月19日には正式に同社と販売委託契約を締結した(同・2頁)と陳述している。

このTの陳述を裏付ける客観的証拠として、戸籍の附票(甲120・12頁)と、I社の証明書(甲120・11頁)が存在している。

しかるに「Hの説明」によれば、平成4年11月当時も「帝国リサーチのT」だったことになり、明らかに客観的証拠に反しているのである。

3 また原判決は、「帝国リサーチ関係者の供述とその信用性 Tの供述の評価」において、「平成3年10月(中略)、このとき自分も辞めているとの供述は、何ら客観的裏付けがない」(61頁)などという認定もしている。

要するに、Tは平成3年10月どころか平成4年11月に至るも帝国リサーチに在籍して妙観講からの依頼で違法行為を行っていた、と言いたいようであるが、これは客観的証拠(甲120)を何ら確認しないまま、予断と偏見に基づき判決文を書いたからに他ならない。

4 なお「妙観」(乙八38)には、わずか四行の記事で「去る十一月十二日には、妙観講幹部の自宅前電柱から、電話を傍受するための盗聴器が発見された」とあり、あとは2枚の写真のキャプションに「取り付けられていた発信器」、「盗聴器が仕掛けられていたブラック・ボックス」と掲載されているだけである。

いったいこの記事のどこをもって、「ブラックボックスを違法に開けた上記行為は、原告妙観講自身がしたことは明らかである」(原判決・80頁)とか、「当該調査は、帝国リサーチが行ったものと認められるところであり」(同・112頁)などと認定することが出来るのであろうか。何の根拠も証拠もなく、想像で書いた判決文としか言うことができない。

このような偏向した判決は、直ちに取り消されなければならない。

第4 控訴人大草とFが知り合った時期について

1 原判決は、「5 帝国リサーチ関係者の供述とその信用性 (1) Fの供述」において、F(以下、Fという)が、「原告大草との面識は、平成2年9月ころ、妙観講の電話が盗聴されているかどうかを調査した際が初めてである。それ以前に会ったことがあるかどうかは覚えていない。」(56頁)と述べたように判示している。

しかしこれはFの証言と明確に反しているものであり、明らかに証拠の評価を誤るものである。

2 すなわち原判決は、Fが、大草とは、平成2年9月以前には会ったことがない(F本人尋問・甲153・84頁)と明言しているにもかかわらず、「それ以前に会ったことがあるかどうかは覚えていない」と判示しているものであり、証拠の評価を誤っていることは明らかである。Fは、「会ったことがあるかどうか覚えていない」のではなく、「会ったことはない」と明確に否定しているのである。

「あなたが大草さんと最初にあったのはいつごろか、今記憶ありますか。

ええ、いろんな今回の資料で記憶を喚起していいますが、自分としては全くきちとした記憶はないんですけども、確か妙観講という所の盗聴検査に行ったのが最初だったかなと思います。

それは平成2年ですか。

ええ。

それ以前に会われた記憶はないですか。

ありません。それが最初だったと思います。」(甲153・84頁)

このように、それが最初だったと述べており、「それ以前に会ったことがあるかどうかは覚えていない。」などという記載は、どこにもない。それをあえて曖昧な表記にし、Fと控訴人大草との出会いを、平成2年より前にしようという作為的な意図(平成2年以前より大草がFと面識があり、大草の指示のもと盗聴の依頼が行

われていたと話を作り上げたいがための作為的な意図)が窺える判決なのである。

3 Fが大草と会った日についての客観的な証拠としては、平成2年9月27日に撮影された両名が写っている写真(乙ホ50)が、梅澤訴訟で証拠として提出されている。

また、大草とFとの最初の出会いの際に、大草がFからもらった名刺(乙ホ39)には、会社の秘書の手で「2.9.27」と押印されており、これも梅澤訴訟で提出されている。

なお、Fの名刺(乙ホ39)中、帝国リサーチの住所は「新宿区新宿2丁目10番7号」となっているが、帝国リサーチが従前の住所である神奈川県相模原市上鶴2580番地の1から上記住所に移転したのは平成2年3月10日のことであるから(甲78の2)、大草がFから名刺を受け取ったのは、これ以降であることが明らかである。

従って、これ以前に大草がFと面識があったと述べるWの陳述ないし供述は、すべて悪質な虚偽である。

4 創価学会は、帝国データバンク作成の調査報告書(平成2年2月23日付・乙ホ53、平成2年3月9日付・乙ホ54)を、大草が帝国リサーチに依頼し、帝国リサーチが帝国データバンクに調査させた報告書であると主張し(創価学会、準備書面(11)、57頁)、その日付から、平成2年9月以前に帝国リサーチと関係があった証拠と主張する。

しかし、大草が、帝国データバンク作成の調査報告書(乙ホ53、乙ホ54)の日付けである平成2年2月、3月の時点で既に帝国リサーチと接点があったのならば、直接帝国リサーチに調査を依頼すれば足りるのであって、わざわざ帝国データバンクに調査を依頼する理由は全くない。従って、帝国データバンクの報告書(乙ホ53、54)の存在自体が、この当時、大草には帝国リサーチと接点のない証拠といえるのである。

そもそも帝国リサーチが帝国データバンクに依頼して報告書を取ったなどという創価学会の主張は、帝国リサーチが、調査会社としての自社の調査能力のなさを宣伝するような話で、全く荒唐無稽な、あり得ない話である。

また創価学会は、「原告大草が帝国リサーチに依頼し、帝国リサーチが帝国データバンクに調査させた報告書である」（創価学会，準備書面（11），57頁）との主張の裏付けとして，乙ニ33（HMに関する調査報告書）なる書証を提出しているが，失当である。

この乙ニ33には，ワープロ打ちでHMの氏名等が羅列されたA4サイズの表紙がついており，2頁以降は，報恩社が提出している乙ホ53（平成2年2月23日付・帝国データバンクの調査報告書），乙ホ54（平成2年3月9日付・同）と，まったく同じである。

そして，この乙ニ33に関する創価学会の証拠説明書には，「『HM』から始まる調査報告書写し」，作成日は「平成2年3月9日」，作成者は「帝国リサーチ，但し，添付の調査報告書は帝国データバンク作成」とあり，立証趣旨は，「帝国リサーチが，大草一男が経営する会社のコンサルタントをしていたHMに関する調査を行っていた事実」としている。つまり，帝国リサーチが，1頁目の表紙だけ自社で作成し，そこに帝国データバンクの報告書を添付し，大草に提出したというのである。

しかし，この乙ニ33の表紙は，ただのワープロ打ちで，「氏名 HM」の下に，同氏の生年月日，出身地などが間隔を置いて入力されたもので，前述した帝国リサーチの書式とはまったく異なっており，誰が作成したものか不明の文書である。

創価学会は，この乙ニ33こそが，平成2年2月の段階で，大草が帝国リサーチに依頼し，帝国リサーチが帝国データバンクに調査させた証拠であり，その時点で大草とFとの接点があった証拠としている。

しかし，乙ニ33の「HM」から始まる表紙は，梅澤訴訟において，まったく提出されていない。

まず梅澤訴訟でWが提出したものは，本件訴訟で報恩社が提出した乙ホ53（平成2年2月23日付・帝国データバンクの調査報告書），乙ホ54（平成2年3月9日付・同）と，まったく同じであり，それには乙ニ33の表紙は添付されていない。

それが突如として，本件訴訟で創価学会が提出した乙ニ33には，「HM」から

始まる文書が表紙に添付され、証拠説明書には、作成者は「帝国リサーチ、但し、添付の調査報告書は帝国データバンク作成」と、驚くべき説明が加えられているのである。いったいいかなる経緯で乙ニ三三が作成されたのか甚だしく疑問である。後述するように証拠の捏造の疑いさえ残ると言わざるを得ないのである。

この日付の異なる2通の調査報告書(乙ホ53, 54)について、大草が梅澤訴訟の尋問後に提出した陳述書(甲171)によれば、

「『平成2年2月23日』付の報告書(乙八第64号証)が、当方からの最初の調査依頼に対する(帝国データバンクの)回答で、『平成2年3月9日』付の報告書(乙八第65号証)が、『どこを調べても、該当する法人登記は見当たらなかった。これ以上、確認のしようがない』と(帝国データバンクが)出してしてきた追加報告」(3頁)なのである。

つまり、帝国データバンクの2回目の報告書(梅澤訴訟では乙八65、本件では乙ホ54)は、帝国データバンクがHMの件について、見つからないからお手上げと出してしてきた報告書なのである。

そして、それゆえ大草は、「調査機関ではお手上げになってしまったため、(中略)HM氏と係争になったことを、暁鐘編集室に勤務している中で知った被告Wが、私に調査会社(これが帝国リサーチでした)を紹介し、被告Wを介してHM氏の会社の調査を依頼」(同・2頁)することになったのである。

その結果、大草は、帝国リサーチから(株)コンサル・ジャパンなる法人は存在していないことを口頭で報告を受け、それ以上、調査らしい調査もなく終わった(同・2頁)のであった。

したがって、帝国リサーチからの報告は口頭のみであり、創価学会が言うような「HM」から始まる文書、作成者は「帝国リサーチ」(創価学会・証拠説明書)などという書面が存在するはずがない(ご丁寧に「HM」から始まる文書の左側には、ホチキスで留めたような後までコピーされ、あたかも二通の報告書の表紙のように装丁されている)。

このように創価学会は、証拠の捏造の疑いのある、存在するはずのない文書を提出してまでも、大草とFとの接点を無理矢理作り上げようとしているのである。

第5 H宅盗聴テープ反訳書の問題点について

1 原判決は、H宅盗聴盗聴テープ反訳書について、「原告らは、被告らが共謀していたと解すべき根拠として、被告H宅の盗聴テープ反訳書に出てくる「モリヤ」が同被告宅の「大家」であることは、被告H又は同被告と親しい創価学会員でなければ分からないことであると主張し、したがって、テープの反訳書の作成者が被告H又は創価学会関係者であると主張するが、そのような断定をすることはできないというべきである。」と判示する（113頁）。

しかしH訴訟の一審判決が判示するように、反訳書の作成に当たっては創価学会の内部事情のみならずHらの事情にも通じている者が関与していることは明らかであり、このことは被控訴人らが共謀していたことを強く推認させる事情であって、この点を看過した原判決は明らかに事実を誤認するものである。

2 原判決はH宅盗聴テープとそれ以外の盗聴テープを混同している

(1) まず原判決は、「前記認定のとおり、帝国リサーチによって行われた盗聴の期間、日数は、相当長期間にわたるのであって、盗聴の方法が機械装置を取り付けて自動的に録音する方法と解されること、盗聴期間がかなり長いことからすると、盗聴した会話が録音されたテープの本数は、特定して認定することはできないものの、非常に多数にのぼったことが明らかであり、このように非常に数の多い盗聴テープは、被告Wの供述によれば、暁鐘編集室に積み重ねて保管されている状況だったというのである。そして、被告Wは、盗聴テープの反訳は、盗聴の実行を担当していた帝国リサーチが主として行っていたが、会話の中に宗教用語が出てきたりすると、帝国リサーチでは反訳し得ないこともあったため、帝国リサーチから聞かれたり、帝国リサーチから頼まれて被告Wが反訳したりしたこともあると供述しているのであり、業として電話による会話の録音を請け負った調査会社が、長期間にわたる多数の盗聴を行っている以上、全ての会話を直接依頼者に聞かせればよいとして反訳もせずに次々とテープを渡していくというようなことをするとは考えにく

く、被告Wの上記供述は基本的に採用し得るといふべきである。」(113～114頁)と認定している。

しかしこれはH宅盗聴とそれ以外の盗聴を区別することなく混同しており、前提自体を誤ったうえで、更に不自然きわまりないWの供述の変遷を無視し、Wの供述を「基本的に採用し得る」としたものであって、甚だしい事実誤認である。

(2)まず原判決は、「帝国リサーチによって行われた盗聴の期間、日数は、相当長期間にわたる」(113頁)としているが、問題となっているのは全ての盗聴(原判決によれば、H宅盗聴平成3年5月10日ころから17日ころまで・原判決46頁。宣徳寺盗聴平成3年11月2日ころから同月21日ころまで・38頁。梅澤宅盗聴平成3年11月7日ころから同年12月30日ころまで・41頁)についてではなく、H宅盗聴テープの反訳書についてだけなのである。

Wが梅澤訴訟で提出した陳述書によれば、H宅の盗聴期間は、平成3年5月10日から17日までの8日間と陳述している(甲142・164頁)。また、Hが提出したH宅盗聴費用の請求書(乙八5)にも同期間であることが明記され、原判決の「相当長期間にわた」っているという曖昧な主張は、W、Hともに、全く主張していない。

W及びHともに、争いなく「8日間」と認めている具体的な日数を、あえて曖昧な表現を用いて認定した原判決の意図するところは、曖昧に長期間にわたるとしておけば、盗聴テープの本数は甚だ多いはずで、Wが一人で反訳できるはずがなく、帝国リサーチが主として反訳したのをWがサポートしたとの、Wの主張を用いるためであることは明白である。

しかしながら、H宅の盗聴期間は、上記のように「8日間」という限定された期間であり、それは「相当長期間」とは言えない。

(3)また、原判決は「盗聴した会話が録音されたテープの本数は、特定して認定することはできないものの、非常に多数にのぼったことが明らか」(113頁)などと認定している。

しかし、これは証拠に基づかない勝手な思いこみに過ぎない。

まず、前述のごとく、H宅を盗聴した期間は、「相当長期間」ではなく、8日間

である。

また具体的に盗聴テープの反訳書を検証してみると、反訳書の中には、同じテープに前日の分と、当日分（テープの反訳書の表紙に記入された日）とが、連続で録音されていることがわかる。これはH宅の電話が使用された場合のみ、自動的にテープが回って録音できる装置を使用して盗聴しているからであり、消費したテープ本数は「非常に多数にのぼった」（同）わけではなく、限られた本数であることが明らかである。

例えば平成3年5月12日付、テープ反訳書（甲99の1）の13頁に、Hの父親とHの妻との会話があるが、その中で妻は、「明日が母の日なんで」と話している。平成3年の母の日は、5月12日なので、甲99の1の表紙には「平成3年5月12日付」とあるが、実際に会話している日付は5月11日ということになる。

その後、WがH宅に電話し、Hの帰宅時間を妻に尋ねると、妻は「夜中になると思う」（14頁）と答えている。

さらに、その後、今度はHが妻に電話して、「これから出ますから、1時半ですよ、ね、やっぱり」（23頁）と話していることから、時間は午前1時半になったことがわかる。

続いて、被控訴人Hが父親に電話し、「おはよう、おはよう」（24頁）と、父に言っていることから、日付は翌日の12日の朝になったことがわかるのである。

このように、「平成3年5月12日付、テープ反訳書（甲99の1）」としながらも、5月11日から間を空けることなく連続して録音されており、原判決が認定したように、「非常に多数」（113頁）の盗聴テープが存在したわけではなく、この点でも、原判決は検証もせずに、単なる思い込みで認定しており、誤りである。（4）このように原判決は、問題となっている反訳書がH宅盗聴テープの反訳書についてであり、平成3年5月10日から17日までの8日間について、限られた本数のテープの反訳を誰がどのように行ったかを証拠上認定すべきであるのに、H宅盗聴が「相当長期間」にわたったのであり、テープの本数も「非常に多数にのぼった」ことを前提に事実認定しているのもあって、その前提自体が誤っていることは明らかである。

3 原判決はWの供述の変遷を不当に無視している

(1) 原判決は、「被告Wは、盗聴テープの反訳は、盗聴の実行を担当していた帝国リサーチが主として行っていたが、会話の中に宗教用語が出てきたりすると、帝国リサーチでは反訳し得ないこともあったため、帝国リサーチから聞かれたり、帝国リサーチから頼まれて被告Wが反訳したりしたこともあると供述している」、「被告Wの供述中には、被告Wが盗聴テープを持ち帰るなどして反訳書を作成したものがあると述べる部分もあるが、同供述を全体としてみると、被告Wが全ての盗聴テープについて、テープだけを反訳なしに受け取って、自ら反訳していたという趣旨で供述しているのではないことは明らかである。」(114頁)と認定している。

しかし、これはWの供述の変遷を不当に無視した明らかな事実誤認である。

(2) そもそも、Wは、梅澤訴訟の尋問において、H宅盗聴テープの反訳は、W自身が帝国リサーチの社内か、あるいは自分のアパートにテープを持ち帰ったり、もしくは小金井の妙観講本部で行ない、テープの原本もWが持っていたと供述していた。

「本件になってHさんという方の盗聴のテープが出てきましたですね。」

はい。(中略)

それは、テープをそのままもらって来て、あなたが反訳するんですか。

はい。

それはどこでするんですか。

帝国リサーチの社内ですることもしょいしましたし、あるいは自分のアパートに持って帰ってすることもしょいしましたが、大体小金井の事務所でだれもいないときにやっておりました。」(梅澤訴訟 W本人尋問, 甲135・47~48頁)

「原本はあなたがずっと持っていたんですか。」

特にHの場合だけは持っていました」(同・50頁)

このようにWは、当初、H宅の盗聴テープは、W自身が反訳し、その原本も自分で保持していたことを認めていたのである。

H訴訟の平成13年12月4日の尋問でも、W自身が反訳を行なったと、同様の証言をしている（甲138・20頁）。

それが、3ヶ月後の平成14年3月5日の尋問になるとWは、H宅盗聴テープの反訳に関しては、帝国リサーチが行ない、Wは横でサポートした。そして前日に盗聴した分を、翌日に、ほぼ毎日聞きに行き、帝国リサーチの社内で反訳を見て持ち帰り、特に重要と思われる箇所を大草に示して見せ、テープを一緒に聞くこともあった。反訳書は少し遅れることもあったが、何日も遅れることはなかった（H訴訟平成14年3月5日、甲139・15～16頁）と供述したのであった。

ここでWは、反訳は帝国リサーチが行ない、自分は横でサポートしていた（同・15頁）と、供述を変遷させている。また、反訳書が大草に見せた時期は、盗聴期間の平成3年5月10日から17日まで8日間に、ほぼ毎日聞きに行き、大草に反訳書を見せて報告したと供述し、しかも遅れたとしても何日も遅れなかったというのだから、17日より多少、過ぎたあたりまでに大草に見せ終わったことになる。

さらに、これに続く尋問でWは、弁護士から反訳書を見せられ、これが平成3年5月に大草に見せた反訳書そのものである、と供述したのである（同・17頁）。

しかし、その後、反対尋問がすすむにつれ、Wは、反訳書中に登場する人物名等に関する尋問にまったく答えられず、ついには、誰が反訳したかわからない（同・55頁）と認めるに至った。これにより、H訴訟の一審判決では、W以外に創価学会やHの家庭事情に詳しい人間が反訳に関与していたことを認定したのである。

多少長文になるが、Wの証言がいかに破綻しており信用できないかを明らかにするため引用する。

当初、WはH宅盗聴テープの反訳書に関して、自分で反訳したと供述していたが（甲135、47～48頁）、

「Hさんの盗聴テープについての反訳も、あなたがなされたわけですね。

これは帝国リサーチで、一応、やっています。私がそれを横でサポートしな

「から、やったような記憶もあります。」(H訴訟 14年3月5日付, W尋問調書・甲139, 15頁)

反訳したのは、帝国リサーチであったと証言を変遷させた。
しかし、反訳書については、

「(大草代理人大島弁護士)大草さんに反訳書を見せたという、その反訳書というのは、この甲10号証なら、10号証そのものずばりなんですね。
そうだったと思います。」(同・17頁)

このように反訳書そのものは、尋問で見せられた反訳書が、平成3年5月に大草に見せて報告をした、そのものであると認めている。Wは、甲10号証を示されたうえ、これを見ながら、1枚目については見たことがないが、2枚目以降は自分ではワープロが打てないので帝国リサーチの印字である旨、1枚目と2枚目以下とをことさら区別して、明確に解説しているのである(同・17頁)。

従って、Wが何ら誤解するような余地のない尋問であり、回答だったのである。
しかし、その後、尋問が進むに連れて、

「(大草代理人大島弁護士)この甲第10号証の10頁の『富美雄』という字は、『ふみお』と読むんですか。

僕はそう読んでましたけど、「とみお」さんか「ふみお」さんか、ちょっと分かりません。」(同・30頁)

Wは帝国リサーチが反訳するのを横でサポートしたなどと供述しながら、読み方も答えられなかったのである。そして尋問も大詰めになり、なぜテープ中に「第一庶務のナカノ」と出てくる人名を「中野富美雄」と書けたのか、追及されると、

「(日蓮正宗代理人大室弁護士)甲第10号証を示す

この10頁の9番目のHさんと中野富美雄さんの電話ですが、あなたはその5月10日当時は、中野富美雄さんという人はご存じないんですよね。

知りません。

第一庶務の中野さんというのも、中野富美雄さんであることが分かったのは妙観講を除名された後ですか。

妙観講を出た後に確信しました。

帝国リサーチも、中野富美雄さんのことなんか知らないと言っていましたよね。

はい。

じゃあ、だれがそれを話したんですか。

この反訳はちょっと分からないですね。

分からないことはないでしょう。あなたの弁護士が法廷に出した証拠のコピーですよ。その録音文の中に、中野富美雄なんて一言も出てないですよ。

そうです。

どうしてそこに中野富美雄と書いてあるんですか。

それを起こした人が書いたんじゃないですかね。

じゃあ、だれがおこしたんですか。帝国リサーチのあなたの知らない人でしょう。あなたの証言どこかにうそがある。本当のことを言ってください。

いや、本当のことを言ってるんですけども、ちょっと...

じゃあ、どうしてそこに中野富美雄と出るんですか。

分からないです。

説明不能ですか。

はい。

あなたは東哲の栗原さんという人は知っていますか。

知りません。

東哲というのは何だか分かりますか。

多分、東洋何とか、創価学会の何か組織のあれだと思いますけど。

栗原さんという人は知っていますか。

知りません。

男性か女性か分かりますか。

分かりません。

フルネームを知ってますか。

分かりません。

乙口第84号証を示す

これは5月17日の録音テープのようなんですが、これもあなたが手伝って帝国リサーチが反訳したものでしょうかね。

ちょっと分かりません。(中略)

電話を聞く限りでは、東哲の栗原ですと女性が名乗ってますね。

そうですね。

それが、どうして東哲の栗原淑江さんだと分かるんですか。

僕は、これは分かりません。

だって、あなたの弁護士が、別件の梅澤さんとの事件で、あなたが平成3年5月ごろ反訳したと言って出した書類です。

ちょっと分かりません。申し訳ないです。(中略)

小泊さんという人を知ってますか。

知りません。

どういう字を書くか知ってますか。

知りません。

創価学会の人なんだけど、この反訳書の中には、ちゃんと漢字で書いてあるのですが、どうして書けるんですか。

私には分かりません。

小川頼信さんという人は知ってますか。

知りません。

これは、甲第13号証の中の14頁、中野さんとHさんの電話の中で出てくる名前なんけども。小川頼信さんという創価学会関係者とおぼしき人が出てくる。漢字で書いてあるんです。だれが教えたんですか。

分かりません。

正直言って、この反訳はだれがやったんですか。

分かりません。

(裁判長) 今のは甲第13号証ですよ。今日出したんじゃなく、既に出ている甲第13号証の反訳はだれがしたのか…。

ちょっと、今、思い出せないです。

日蓮正宗代理人大室弁護士

正直に言ってください。

正直に言ってます。

モリヤさんという人は知っていますか。

知りません。

甲第12号証を示す

この8番目の電話で「モリヤ(大家)」と書いてあるんです。モリヤさんや、Hさんと大家さんのことをだれが知っているんですか。

ちょっとそれを聞かれても分からないですね。

電話で見る限り、そんなことは分からないですね。

はい。

この反訳をしたのは、創価学会内部に詳しい人とは思えないんです。あなたは創価学会関係者に、このテープを渡していたのではないですか。

僕が、Hの件で梅澤裁判で自供するまでは、渡してませんけど。

弁護士さんが、梅澤事件の弁護士として、あなたの代理人を勤めた先生は、この反訳書を、あなたが平成3年5月ごろに反訳して作った文書なんだと言って提出しているんですよ。まさか弁護士さんがうそをつくとは思えないので、あなたの証言がどうしても信用できないんです。

うそをついているつもりはないですが、ちょっと分かりません」(同・48～52頁)

「乙口第66号証42頁を示す

この『(15)W H妻』と書いてありますが、これはあなたがHさんの奥さんと話したときのテープを反訳したものです。

はい。

これは、あなたが反訳にかかわったものですか。

分かりません。かかわったかどうかは分かりませんが、テープは聞きました。あなたの方から提出されたものなのですが、どのように作成されたか、あなたは分からないんですか。

ちょっと分からないですね。

そこに『男(W)』と書いてありますが、自分の電話を自分で反訳するのに、何で『男(W)』なんて書いたりするんですか。あなたはそれにかかわっていないから、そういう書き方になるんじゃないですか。

そうですね。

だれがやったんですか。

それは分からないです」(同、55頁)

Wは、自分が反訳をした、あるいは反訳をサポートしたといいながら、反訳書中に出てくる人名などの質問には、まったく答えられなかったのである。

このように反訳書の作成に当たっては創価学会の内部事情のみならずH宅の事情にも通じている者の関与が窺われるのである。

(3)その尋問終了後、Wは、自身で作成したと主張していた反訳書を、誰がやったかわからないなどと証言した不自然さを取り繕うため、H宅盗聴テープの反訳書は、H訴訟で提出した証拠説明書記載の平成3年5月ごろではなく、平成11年10月頃、友人に手伝ってもらってワープロ打ちし、名前の表記については、学会を脱会した法華講員に相談して正確な漢字を調べて反訳書を作成した(W陳述書、甲116・2頁)などと陳述したのであった。

Wの荒唐無稽な弁解も引用しておく。

「本件盗聴テープについては、私は、本件盗聴を行った平成3年5月当時、テープの一部を自分の手書きで反訳しました。この時は、テープを誰にも渡しておりません。

別件の梅澤氏との裁判と本件訴訟には、ワープロで作成した反訳書を提出していますが(いずれの訴訟にも同じ反訳書を提出しています。甲10乃至13)。このワープロで作成した反訳書は、本件盗聴を行った後の平成11年10月ごろに作成したものです。

私は、裁判で、大室弁護士から、ワープロで作成した反訳書について、「あなたの弁護士が、別件の梅澤さんとの事件で、あなたが平成3年5月ごろ反訳したと言って出した書類です」と質問され、テープの反訳日が平成3年5月になっているとは私自身思ってもいませんでしたので、大変驚きました。

その後の大室弁護士の質問は、平成3年5月に作成した反訳書であるにもかかわらず、創価学会員の名前が正確に漢字で反訳されているのは何故か、というものでした。しかし、私は、陳述書(甲3)でも述べているように、もともとワープロが打てませんので、平成3年5月にワープロで反訳書を作成した記憶などないのですが、大室弁護士から、平成3年5月に反訳書を作成したことを前提に質問されて頭が混乱してしまい、「よく分かりません」と証言したのです。

後で私の代理人であった宮本弁護士に確認してみますと、別件の梅澤裁判で提出した平成11年10月15日付証拠説明書では、ワープロで作成した反訳書について、たしかに「作成年月日」が「平成3年5月頃」となっていますが、これは私の宮本弁護士への説明が不十分であったことから、「録音日」を「作成年月日」と誤記したものであることがわかりました。

ワープロの反訳書は、裁判所に提出するために平成11年10月ごろに友人に手伝ってもらって友人がワープロを打って作成したものです。その際には、会話に出てくる名前の漢字が分からない人については、学会を脱会した法華講員に相談して正確な漢字を調べてもらい、その情報に基づいて出来るだけ正確な反訳書を作成し、裁判所に提出しました。」(W陳述書・2頁、甲112・2頁)などと陳述したのである。

しかし、大室弁護士が「あなたの弁護士が、別件の梅澤との事件で、あなたが平成3年5月ごろ反訳したと言って提出した書類です。」としてWの証言を求めたの

は、反対尋問の最後の部分（W本人尋問、甲139・50頁）においてである。

大室弁護士のこの質問により頭が混乱したと言うのであるが、これより遙か前になされた、大島弁護士の尋問の際に、自らこれが電話盗聴当時に作成したものであることを認める証言をしているのである。すなわち、同弁護士の「大草さんに反訳書を見せたという、その反訳書というのは、この甲10号証なら、10号証そのものずばりなんですね。」との尋問に対し、Wは「そうだったと思います」と明確に答えているのである。

しかもこの答えは、甲10号証を示されたうえ、これを見ながら、1枚目については見たことがないが、2枚目以降は自分ではワープロが打てないので帝国リサーチの印字である旨、1枚目と2枚目以下とをことさら区別して、明確に解説しているのである（同・17頁）。

従って、Wは、「大室弁護士から、平成3年5月に反訳書を作成したことを前提に質問されて頭が混乱」してH訴訟14年3月5日付W尋問調書（甲139）のように証言したのではない。

Wは、H宅盗聴テープの反訳書作成に創価学会やHの家庭事情に詳しい人間が反訳に関与していたことが暴露されて動揺したのであり、そのことを取り繕うため、突然それまで全く述べたことのなかった、「ワープロの反訳書は、裁判所に提出するために平成11年10月ころに友人に手伝ってもらって友人がワープロを打って作成した」と荒唐無稽な弁明を述べたのである。

（4）以上をふまえ、H訴訟の一審判決は、

「（7）盗聴テープの反訳の不自然さについて

本件盗聴テープの作成過程について、Wは、別件訴訟において、W自身がテープから反訳した旨供述し（乙口78の2の48頁）、さらに本件においても主尋問においてW自身が反訳した旨供述したにもかかわらず（証人W 20頁）、その後反対尋問において、被告帝国リサーチが主体として反訳を担当し、Wがこれをサポートしたに過ぎないとし（証人W 15頁）、更には自分が反訳したものかどうか分からないとして（証人W 47頁）、その供述及び陳述を変遷させるに至っている。

また、本件盗聴テープについては、陳述書において、聞き直すためにWが自宅に持ち帰り保管していた旨陳述し（甲22の9頁）、証人尋問において、反訳のために誰かに渡したということはない旨供述している（証人W 48頁）。

しかるに、各反訳書の内容について見るに、以下の点を指摘できる。

平成3年5月10日の盗聴テープを反訳した甲第10号証には「中野富美雄」との記載があるが（10頁）、W自身「富美雄」を「トミオ」と読むのか「フミオ」と読むのかも分からない旨、また、平成3年5月10日当時、中野富美雄という人物は知らない旨供述している（証人W 31頁、48頁）

同月15日の盗聴テープを反訳した甲第12号証には「モリヤ（大家）」との記載があるが（5頁）、W自身は「モリヤ」なる人物をそもそも知らないと供述している（証人W 51頁）

同月16日の盗聴テープを反訳した甲第13号証には「小泊」（2頁）、「小川頼宣」（15頁）といった人名の漢字が記載されているところ、これらについてもW自身は分からないし、誰から聞いたかも分からない旨供述している（証人W 50頁ないし51頁）

同月17日の盗聴テープを反訳した乙口第84号証には「トウテツ」が「東哲」（学会の東洋哲学研究所の事）と記述され、会話中に名字しか出てこない「クリハラ」が「栗原淑江」なる女性である旨の注釈が付せられているところ（4頁）、W自身「クリハラ」なる人物のフルネームが何であるか、また男性か女性であるかすら知らない旨、「トウテツ」の正確な名称もいえない旨供述している（証人W 49頁）

以上の点に照らせば、本件反訳書には、盗聴テープの内容からだけでは判明しない事項についてまで記載されていることに加え、上記 ないし の内容から考えるに、本件反訳書の作成に当たっては**創価学会の内部事情のみならず原告らの事情にも通じている者の関与が窺われる。**

以上によれば、本件反訳書が、被告帝国リサーチ及びW、又は日蓮正宗の関係者のみによって作成されたかについては疑問があるといわざるを得ず、本件盗聴が日蓮正宗による組織ぐるみの行為であるとする原告らの主張は採用できない。

なお、原告らは、Wの尋問が終了した後に、新たに同人の陳述書（甲49）を提出するところ、同陳述書においてWは、甲第10号証ないし第13号証の反訳書は平成11年10月ころに創価学会を脱会した法華講員に協力を得て、友人にワープロを打ってもらって作成したものであり、本件盗聴後間もなくのうちにこれらの反訳書を作った旨の供述をしたのは反対尋問により混乱したためである旨陳述する。

しかしながら、Wは、本件における反対尋問においても、盗聴テープはほぼ毎日帝国リサーチに聞きに行き、また反訳書については数日もかからないうちに作成されたことを当初供述しており（証言W 15頁ないし17頁）、その供述に混乱は窺われないこと、また、前記認定のとおり、反訳書のなかには、『モリヤ』について『大家』と注釈が付せられている部分があるところ、その真否はさておき、かような宗教問題とはおよそ関係のない事実まで協力者とする法華講員が承知していたとは考え難いことからすれば、甲第49号証の陳述記載は信用できず、上記説示を左右するものではない」（H訴訟 一審判決・甲25・31～33頁）

と認定しているのである。

このH訴訟の一審判決は、証拠を精査したうえで、H宅盗聴テープ反訳書の作成には「**創価学会の内部事情のみならず被控訴人Hらの事情にも通じている者が関与している**」と述べているのであり、極めて説得力のある判断である。

（5）これに対し、原判決は、証拠を精査することもなく、「被告Wは、盗聴テープの反訳は、盗聴の実行を担当していた帝国リサーチが主として行っていたが、会話の中に宗教用語が出てきたりすると、帝国リサーチでは反訳し得ないこともあったため、帝国リサーチから聞かれたり、帝国リサーチから頼まれて被告Wが反訳したりしたこともあると供述しているのであり、業として電話による会話の録音を請け負った調査会社が、長期間にわたる多数の盗聴を行っている以上、全ての会話を直接依頼者に聞かせればよいとして反訳もせずに次々とテープを渡していくというようなことをするとは考えにくく、被告Wの上記供述は基本

的に採用し得るといふべきである。」(113～114頁)と認定している。

「長期間にわたる多数の盗聴を行っている」との前提自体誤っていることは前述したとおりであるが、原判決は、Wの供述の極めて不自然な変遷について、証拠を精査したうえでの検証を全く加えていないのである。

原判決は、Wが供述を二転、三転と変遷させたことにはまったく触れず、それどころかWが、一貫して、反訳は帝国リサーチが行なったと主張していたかのごとく、「盗聴テープの反訳は、盗聴の実行を担当していた帝国リサーチが主として行っていた」(114頁)などと認定しており、証拠の評価を誤っていることは明らかである。

(6)また原判決は、Wの荒唐無稽な弁明について、「被告W側で弁明しているように、漫然と録音日を作成年月日と記載してしまうこともあり得ないこととはいえ、特に、被告Wの供述や説明の前記のような曖昧さ、また、曖昧なことについても断定的、具体的に述べてしまう傾向からすると、被告W訴訟代理人の錯誤によるもの弁明はあり得ることと考えられる」と判示しているが(115頁)、これはH訴訟平成14年3月5日付W尋問調書(甲139)を実際には読んでいないからに他ならない。

尋問調書をきちんと読んでいけば、Wの弁明を「あり得ることと考えられる」などと判示する訳はないのである。

H宅盗聴テープの反訳書に関するWの供述等の変遷には、Wの、その場しのぎの場当たりの供述が浮き彫りになっているが、それが顕著に出ているのが、平成14年3月5日に行なわれたH訴訟のWの尋問である(甲139)。

その中で最も重要なことは、Wは、当初の、自身がH宅盗聴テープの反訳を行なったとの供述を、帝国リサーチが反訳をやり、自分は横でサポートしたと変遷させつつも(甲139・15頁)、反訳書については、尋問で見せられた反訳書が、平成3年5月当時に作成して、控訴人大草に見せた反訳書そのものであると認めている点である(同・17頁)。

どれほどWが、自身の代理人への説明が不十分であったため、「録音日」を「作

成年月日」と誤記した(甲116・2頁)などという荒唐無稽な陳述書を提出しようとも,W自身が,平成3年5月当時に作成して控訴人大草にも見せた反訳書であるとはっきり法廷で認めている以上,原判決の「被告W側で弁明しているように,漫然と録音日を作成年月日と記載してしまうこともあり得ないこととはいえず」(115頁)などという誤記は,成り立つはずがない。

4 反訳書の不自然な点は「モリヤ」だけではなく多数にのぼる

(1) 原判決は,「被告H宅の「大家」である「モリヤ」に関しては,テープに録音された会話の内容自体から,「モリヤ」が「大家」であることは,被告H宅の貸主の氏名が「モリヤ」であることの予備知識をもたない第三者であっても分かることは前示のとおりであり,同反訳書が被告H又は被告Hの個人的事情に詳しい創価学会員でなければ反訳し得ないものであると断ずることはできない。むしろ,ここに「モリヤ」とカタカナで表示され,漢字表記がないことからみると,漢字表記を知らない者が記載したと解する方が自然であって,被告Hが反訳したのではないと解する方が自然である。」(114頁)と認定している。

ちなみに,前示とは原判決47頁のことである。以下,47頁を抜粋すると,「帝国リサーチが盗聴したH宅の盗聴テープ反訳書(乙八第3号証)平成3年5月15日録音とされる盗聴テープ反訳書である。被告Wが被告Hにかけた電話を妻が受けた様子が録音されている。その後,「モリヤ」が被告Hの妻にかけた電話が録音されており,反訳書に「モリヤ(大家)」と記載されている。短い会話の中に「更新」という言葉が出てくる。なお,その前には,被告Hの妻が「502のHですけれども」,「先ほどお電話差しあげて,更新の方お願いしたいと思っていますけれども」と話した様子が録音されており,会話の内容だけからでも,被告Hの妻が「モリヤ」方に「更新」のために行きたいと述べ,夫が留守である旨告げられたこと,その後,「モリヤ」から帰宅した旨の電話があり,来てもらえるかと述べたことが理解し得る会話が録音されている。」(47頁)

(2) しかし,元のテープは音で「コウシン」という言葉が出てくるだけで,それを「更新」と漢字表記できること自体が,H宅の個人的事情に精通している者でな

ければ反訳することなどできないというべきである。

また、H宅盗聴テープの反訳書が、H又はH宅の個人的事情に詳しい創価学会員でなければ反訳でき得ない理由というのは、「モリヤ(大家)」に関する記載だけではない。

平成3年5月10日付の反訳書(甲96の2)には、第一庶務の中野のことを「中野富美雄」(創価学会本部職員)とフルネームで漢字表記している。ちなみにWは、テープを、ほぼ毎日帝国リサーチに聞きに行った(甲139・16頁)と供述しながら、「富美雄」を「ふみお」と読むのか、「とみお」と読むのかさえも答えられなかった(甲139・31頁)

そして、平成5年5月12日付の反訳書(甲99の2)においては、Hと男の会話の中に「東哲」という言葉が出てくるが、これも漢字表記されている。

また、平成3年5月16日付の反訳書(甲103の2)には「小泊」,「小川頼宣」(いずれも創価学会関係者)という名前が漢字表記されている。

平成3年5月17日付の反訳書(甲104の2)には、「栗原淑江(東哲)」(これも創価学会職員)と漢字表記されている。

以上の反訳書に登場する個人名あるいは「東哲」、さらには読み方、対象人物の性別についても、Wは、H訴訟の尋問では、一切、証言することができなかった(甲139,30頁ないし48~52頁)。ましてや帝国リサーチが反訳したのであれば、上記のような漢字表記など出来るはずがない。

(3)さらに原判決は、「問題とされる盗聴テープ反訳書の中には、被告Hと会話している相手が、単に「男」というように特定されずに記載されている箇所もあるのであり、具体的事情を知らない者が反訳したと解される部分もある。」(115頁)などと認定している。

しかし、平成3年5月10日付の反訳書(甲99の1)には、「男(W)」という記載があり、これは明らかに具体的事情を知る者でなければ反訳でき得ないことである。それを単に、「男」と記載されている箇所があるだけを持って、「具体的事情を知らない者が反訳したと解される部分もある。」(115頁)などと認定している原判決には、到底納得することなどできない。

もっとも仮にWや帝国リサーチが実際に反訳をしているのであれば、Wのことを「男(W)」と記載することはありあえないとも考えられ、実際の反訳は「創価学会の内部事情のみならず被控訴人Hらの事情にも通じている者」による疑いも極めて強いのである。

5 WはH宅盗聴テープを誰にも渡していないと明言しているにもかかわらず、原判決はこれを無視している

(1) 原判決は、「他のテープ中に存在する氏名の漢字表記の点についても、盗聴録音テープは、被告Wから、同被告の供述によれば、3名の法華講員や僧侶に渡されたというのであり、また、他にも被告Wが資料を渡した相手がいることは十分窺われるところであり、盗聴テープが出回っていたことも明らかであるから、反訳書を作成した者が誰であったかを特定することはできないというほかはない」(114～115頁)などと認定しているが、これは基本的な事項について原判決が全く誤解していることを如実に示すものである。

Wは、梅澤宅盗聴テープなどについて「3名の法華講員や僧侶」に渡したと述べているのであり、H宅盗聴テープについては、梅澤訴訟の法廷でH宅盗聴を認めるまで誰にも渡していないと明言しているのである(甲139・48ないし50頁)。

原判決が記録をまともに読んでいないことは、ここにも端的に示されているのである。

(2) まず、原判決のいう「盗聴録音テープは、被告Wから、同被告の供述によれば、3名の法華講員や僧侶に渡された」(114頁)についてであるが、Wは、顕正会盗聴テープや、宣徳寺盗聴テープ、そして梅澤宅盗聴テープを高僧二人と法華講員一人に預けた(梅澤訴訟 W本人尋問、甲135・11頁、及び本件訴訟 W本人尋問、35頁)と供述したのであって、H宅盗聴テープを渡したと供述したのではない。

それどころかWは、H宅盗聴テープについては、一貫して、誰にも渡していないと繰り返し証言しているのであって(甲139・48頁及び50頁)、原判決が認定したようにH宅「盗聴テープが出回っていたことも明らか」(115頁)などということは、全くないのである。

従って、H宅盗聴テープが出回る中で、創価学会関係者のフルネームが漢字表記された反訳書が、いつのまにか誰かの手によって作られたなどということも、全くあり得ないのである。

(3) 原判決は、「特定人の氏名を漢字表記を含めて知っていた者が反訳したこと、あるいは、これを知っている者に聞いて表記した可能性も否定することができず、被告H又は同被告に近い創価学会員が反訳したと断定することはできない。また、木村芳孝の証言によれば、同証人が被告Hから提示された録音テープについては、必要なものは被告Hに反訳させたというのであるから、これらテープの中に被告Hが反訳したのものがあるのは当然である。」(115頁)と認定しているが、ここにも原審裁判所のずさんな事実認定が示されている。

ア 木村は、平成8年2月、HからWへの取材結果を聞き、盗聴資料として、梅澤宅の盗聴テープ2本(乙二17, 18の各1)、秋元渉外部長・宣徳寺の盗聴テープ7本(乙二10~16の各1)、帝国リサーチの領収書(乙八6)、塩谷恵美子氏からのFAX送信書(乙八8)、帝国リサーチの請求書3通(乙八9~11)、帝国リサーチの特殊調査の料金表2通(乙八12, 13)、帝国リサーチの特殊実態調査報告書(乙八14)、帝国リサーチ従業員・T氏作成の文書(乙八15)を受け取り、その中の盗聴テープをHに命じて、反訳書を作らせた(木村本人尋問・44頁)と証言しているのである。

つまり、原判決の「同証人が被告Hから提示された録音テープ」(115頁)とは、梅澤宅の盗聴テープ2本(乙二17, 18の各1)と、秋元渉外部長・宣徳寺の盗聴テープ7本(乙二10~16の各1)であって、木村は、それらの盗聴テープをHに反訳させたと証言しているのであり、Hに、H宅盗聴テープの反訳書を作らせたなどという証言は一切していない。

H自身も、陳述書(乙八23)において、「梅澤裁判でW氏の側から提出された、盗聴テープの反訳書(本件裁判の甲第10号証から13号証と同じもの)を読んで、また怒りが込み上げてきました」(乙八23・18頁)と、梅澤訴訟で提出された反訳書を「読んで」と明確に供述している。

これに関して原判決は、「創価新報の実務的編集責任者である木村芳孝の説明」

(8 4 頁) においては、上記、木村の証言どおりに摘示している。

ところが、「原告大草の供述の評価」(1 1 2 頁 ~ 1 1 6 頁) になると、「木村芳孝の証言によれば、同証人が被告Hから提示された録音テープについては、必要なものは被告Hに反訳させたというのであるから、これらテープの中に被告Hが反訳したのものがあるのは当然である。」(1 1 5 頁) などと明らかに証拠評価を誤った事実認定をしており、これは大草の供述評価を低下させるために、木村の証言を恣意的に誤って証拠評価したとしか考えられない。

イ そもそも、Hが、自宅が盗聴されていることを知ったのは、平成11年10月21日に行なわれた梅澤訴訟のWの本人尋問で、WがH宅盗聴を供述し、それを傍聴していた創価学会員から聞かされて、初めて知ったと主張しているのであるから(H陳述、乙八23・18頁)、原判決が認定したように、平成8年2月の時点で、Hが自宅の盗聴テープを、自身で反訳していたなどということになれば、Hの供述は根底から崩壊することになる。

その上、原判決は、「被告Hの説明」においては、Hが自宅を盗聴されたのを知ったのは、平成11年10月21日であった(原判決・82頁) と摘示しているのである。それが、原判決の「原告大草の供述の評価」(1 1 2 頁 ~ 1 1 6 頁) になると、「録音テープについては、必要なものは被告Hに反訳させた」(1 1 5 頁) と認定しているのであるから、完全に支離滅裂である。

ウ さらに原判決は、「被告Hが反訳したのではないと解する方が自然である。」(1 1 4 頁) と認定しながら、1 1 5 頁になると「テープの中に被告Hが反訳したものがあるのは当然である。」と認定しており、この点も甚だしい支離滅裂ぶりを露呈している。

第6 結語

以上縷々述べたように、原判決は、証拠をまともに検討しておらず、随所で破綻し支離滅裂な証拠評価により事実誤認を犯し、それに基づいて控訴人敗訴の判決を言い渡したものであって、直ちに取り消されなければならない。

以 上